タイ王国向け輸出みかん販売促進活動について

三重県農林水産物・食品輸出協議会　農産部会

（１）概要

ＪＡ三重南紀では、H22 年度からタイの富裕層向けに早生温州みかんの輸出を開始したが、検疫条件の追加等の影響もあり、輸出量が伸び悩んでいる。今後、輸出に係るコストを低減し、農家所得の向上を図っていく為には、輸出数量の拡大が不可欠である。

今年度から従来の富裕層向け上位等級品だけでなく、新たに販路を拡大し中間層向けに中位等級品の輸出への取り組みを開始した。現地での販売状況の確認や新たな販売先との商談、タイ農業局との輸出検疫条件についての意見交換等を目的に渡航を実施した。

（２）渡航日程及び参加者

・日　程：　平成２９年１２月３日～７日

・参加者：　ＪＡ三重南紀　３名

（３）内容

〇現地輸入業者との商談

今年度から新たに取引を開始したアライドコーポレーション・バンコク支店を訪問し、販売状況の確認と今後の見通しについて商談を行った

・アライドコーポレーション向けについては、早生温州みかんの中位等級品を 11 月中旬と下旬に 2 回に分けて合計約 8ｔを輸出。1 回目の荷物の到着時の傷み・腐敗果の発生状況については約 3%と比較的少ない状況。

・販売店舗については、モールグループ・バンコク伊勢丹・マックスバリュ等約 20 店舗で販売を予定しているとのこと。

・当初、販売店側から他国産と比べると価格が数倍高いため、売れ行きを心配する声もあったが、試食等の反応も良く、売れ行きは好調であるとのこと。

・柿やりんご等についてネット販売を実施しており、みかんについても取り扱いを行う予定。タイではＳＮＳが普及しており、今後はＳＮＳも活用しネット販売の拡大を考えている。

（今後の取り組み）

・早生温州みかんの販売について

店頭での試食や販売の状況が好調であることから、来年度に向けては、流通コスト等の削減を通じて現地での販売価格を抑えることにより、販売店舗と販売数量をさらに拡大していきたいとのこと。

産地側としても国・県等へ検疫条件の緩和に向けた協力を要請し、検疫に係るコストの削減や殺菌処理方法の効率化等輸出量の拡大に向けた取り組みを行う。

・中晩柑の販売について

4～5 月にかけてはタイでは比較的果実が少ない時期であり、中晩柑（せとか・不知火）の販売についても積極的に取り組んでいきたいとの提案をいただいた。

○物流倉庫ＢＣＳ（バンコク・コールド・ストレージサービス）の視察

アライドコーポレーション経由の荷物については日本から５℃設定のＣＡコンテナで輸送され通関後、ＢＣＳにて３～５℃の低温倉庫（湿度：８５％）で保管され、各店舗に２～３日で売り切れる分を倉庫で加工し委託納品を行っている。出港から店頭に並ぶまで温度管理は徹底されており、現地到着後の果実品質については、収穫後約３０日経過しているが品質は維持されていることを確認した。

○店舗販売状況視察

マックスバリュ・パタナンカン店

サイアムパラゴン

セントラル・チットロム店

バンコク伊勢丹

各店舗とも三重南紀のロゴを使用したディスプレイやスタンドパック等を活用して、ＰＲ活動を積極的に実施していた。他果実と比較すると値段の高さが目に付くが、試食をすると納得して購入されるお客様が多くみられた。

〇タイ王国農業局への訪問

タイ向け輸出検疫条件であるミカンバエモニタリング調査、輸出毎の検査官招へい、殺菌処理への対応等については、産地側の労力面・コスト面での負担が大きいという課題がある。今回、タイ農業局を訪問し、輸出検疫条件の現状の課題と簡素化・合理化について、タイ側検査官との意見交換を行った。

・原則として、タイにミカンバエの駆除等により持ち込まれない事が実証されれば、ほぼ全ての検疫・調査の必要がなくなる。南アフリカ・オーストラリアにおいては、ミカンバエの発生が確認がされている中でタイ向けにオレンジが輸出されているが、検疫等はないとのこと。両国においては果実を１℃～３℃で１０日間貯蔵することによってミカンバエを駆除する方法（コールドトリートメント）を採用しタイ側から承認されている。

温州みかんでは１℃～３℃の低温貯蔵による果実品質に問題がないかの確認、日本で生息するミカンバエに駆除効果があるかの実証が必要となる。

・次亜塩素酸表面殺菌及びＴＢＺによる防かび処理については、現在使用している薬剤以外に、日本側から効果のある薬剤・処理方法を代替案として提案していいただければ、タイで検証・承認が可能であるとのこと。ただし、検証～承認までにはかなりの労力と時間を要するものと思われる。

〇輸出量の拡大に向けて

今年度から新たに販売先を拡大し、これまでの富裕層向けだけではなく、中間層への販売に向けた取り組みを開始した。商社からは現地での評価が高いことから、今後、販売店舗及び販売数量の拡大を図りたいとの要望があるが、タイ向け輸出の検疫条件のハードルが高く輸出量が制限されている。中でも表面殺菌・防かび剤処理については、人力での作業となることから処理能力に限界があり、輸出量拡大のネックとなっているが、今後処理作業の効率化に向けた実証試験に取り組み、処理能力の拡大を図りたい。輸出量の拡大により検疫に係るコストを低減し、生産者所得の向上を図るとともに、国・県等と連携し引き続き検疫条件の緩和に向けた要請を行っていきたい。